

民営化に当たって想定される懸案事項、保護者の不安等

(先進自治体の事例等を参考に作成)

	懸案事項・質問・意見	現在の状況や、想定される回答等	対応（案）
1	市民の生活に密着した公立保育所がなくなったり、中身が変わったりすることで、市民の子育てにマイナスの影響をもたらすのではないか。	地域に開かれた子育て支援等は、国の定める保育指針に定められており、公立・私立の別なく全ての保育所等に求められている。 ⇒ 白井市では、公立2園において、子育て支援センターと一時保育の事業を実施している。 また、保育の内容は、国の定める基準や指針に基づくものであり、公立、私立の違いはない。	・民営化する園において地域子育て支援拠点事業や一時保育事業等の実施を必須とする。 ・公立保育所が、民間園に対する相談・支援機能を持ち、民間園のサポートを行う。 ⇒新たな役割②「民間保育施設に対する相談・支援機能」に該当
2	民営化によって保育の質が下がるのでは。 市の関与が無くなることに對して不安がある。	保育所等で提供される保育サービスは、国の定める基準や指針に基づくものであり、公立、私立の違いはない。	移行後の一定の期間、園の運営に市が一定の関与を行う体制を検討する。 ・公立保育所が、民間園に対する相談・支援機能を持ち、民間園のサポートを行う。 ⇒新たな役割②「民間保育施設に対する相談・支援機能」に該当
3	保育士は全員入れ替わるのか。 保育士が入れ替わることにより、児童や保護者が不安を感じるのでは。	民営化に伴い、原則として保育士は全て入れ替わる。	・移行に当たって十分な準備期間を設ける。 ・移行後の一定の期間、園の運営に市が一定の関与を行う体制を検討する。
4	保育計画の再策定や保育士等の大幅な交代に伴い、保護者や児童が戸惑うおそれがある。	できる限り、保護者や児童への影響が生じないような方法を検討していく必要がある。	保育計画は、移行がなくとも各保育園が年度ごとに策定するもの。 移行に当たっては、保護者への説明会の実施や十分な移行期間を設けるとともに、できる限り保護者、児童への影響が生じないよう年度を区切りとした移行を行う。

5	民営化によって保護者の費用負担が増えるのでは。	<p>保育料は、公立・私立による違いはない。 給食費や日用品に要する経費は、園が実費相当分を徴収することになる。</p> <p>⇒現在、白井市内の各園において大きな金額の差はない。</p>	***
6	民営化によって保育時間や休園日に変更はあるか。	<p>千葉県においては、開所時間の最低基準を原則1日11時間としている。</p> <p>⇒現在、白井市の公立園の開所時間は、7時～19時</p>	移行園の保育時間や休園日については、現在の園の提供時間を最低基準として設定する。
7	民営化した園では、現在の人員配置はそのまま継続されるのか。	<p>クラスごとの保育士の配置数は、児童数に対しての基準を満たす必要があるため、クラスの児童数によるもの。 特別な支援が必要な児童を受け入れるための加配保育士については、民間園では運営面から配置に限界がある。</p> <p>⇒白井市の公立園では各園1名ずつ看護師を配置しているが、運営基準上は必置とされていない職種であるため、現在白井市内の私立園には看護師が常駐している園はない。</p>	<p>・特別な支援を必要とする児童の受入れについては、移行園を児童発達支援事業所したインクルーシブ保育を提供する園とすることにより受け入れを確保することが考えられる。</p> <p>・公立保育園に配置される看護師に巡回指導などにより、看護師の配置されていない民間園の支援を行う。 ⇒新たな役割②「民間保育施設に対する相談・支援機能」に該当</p>
8	コストの削減や効率化により、市の保育の質が低下するのではないか。	<p>⇒ 今回の民営化は、公立・私立の役割分担により確保した財源を、市全体の保育の質の向上のため、公立保育所の新たな役割や私立園への支援に充てるものであり、保育の質の向上を目的としたものである。</p>	***
9	移管に応募する法人が1法人もない場合はどうなるのか。園が無くなるのか。	<p>市の施設整備は、利用児童見込数に基づくものであり、園が無くなることはない。</p>	<p>予定している時期までに移管する法人が見つからない場合は、公立園として市が運営を継続しつつ、継続して移管先を探していく。</p>
10	移管に応募した法人が市が求める内容を実施できない法人しかない場合はどうするか。	<p>市が求める最低基準に達していない法人に移管することはない。</p>	<p>予定している時期までに移管する法人が見つからない場合は、公立園として市が運営を継続しつつ、継続して移管先を探していく。</p>